



しあわせ信州

長野県応急仮設住宅 建設マニュアル



長野県建設部建築住宅課

2022年3月

はじめに

【マニュアルの位置付け】

本マニュアルは、災害発生後に緊急に建設して供与する「建設型応急仮設住宅」について適用する。

【マニュアルの仕様等】

平成 23 年 3 月 12 日に発生した長野県北部の地震により被害を受けた栄村には、55 戸の応急仮設住宅を建設したが、その際に入居者の声や村からの要望に基づき、問題点の解消のために標準的な組立ハウスの仕様を定めた。

その後、平成 26 年 11 月 22 日に発生した神城断層地震では、上記仕様と併せて新たな仕様を採用することにより、白馬村に多雪寒冷地域での生活に適応した応急仮設住宅 35 戸を建設することができた。

なお、栄村、白馬村の応急仮設住宅は、(一社)プレハブ建築協会による組立ハウスであり、その仕様も組立ハウスの仕様となっている。

また、(一社)全国木造建設事業協会及び(一社)長野県建設業協会と締結した「災害時における応急仮設木造住宅の建設に関する協定」に基づき、応急仮設木造住宅の標準仕様も新たに作成した。

令和元年 10 月 12 日～13 日に発生した令和元年東日本台風においては、上記の標準仕様を活用し、応急仮設住宅を 115 戸(プレハブ 45 戸、木造 55 戸、トレーラーハウス 15 戸)建設した。

上記の仕様については、建設する地域の実情に合わせて変更することとし、必要に応じて見直しをすることとする。

また、建設候補地の選定についても定期的な見直しが必要であり、継続的な更新が望まれる。

目次

第1章 応急仮設住宅の建設において前提とすべき事項

1 応急仮設住宅の目的と供与方法	
1.1 目的	1
1.2 提供の仕方	1
1.3 被災者の希望に応じた賃貸型応急住宅や被災した住宅の 応急修理の優先	1
1.4 建設型応急住宅を中心とすべきと考えられるケース	2
2 建設型応急住宅の概要	
2.1 本マニュアルが対象とする応急仮設住宅の位置付け	3
2.2 供与期間	3
2.3 供与主体	4
3 建設コスト	5
4 建設期間の目安	6

第2章 平常時の準備

1 被害想定に基づく応急仮設住宅の必要戸数の想定等	
1.1 被害想定	7
1.2 被害想定に基づく必要戸数の推計方法	8
2 想定必要戸数に応じた建設候補地の確保	
2.1 応急仮設住宅建設候補地の事前調査・取りまとめ	10
2.2 定期的見直しと災害発生時の体制準備等	10
3 標準仕様の設定	
3.1 長野県標準仕様の設定	12
3.2 建物の規模	15
4 建設協定団体との協定・発注方針等	
4.1 協定	16
4.2 発注準備	17
4.3 被災規模に応じた協定団体への要請	18
5 関係者間の役割分担、情報連絡体制の整理	
5.1 県の業務	20
5.2 市町村の業務	20
5.3 関係団体等の業務	21
5.4 コミュニティ・要配慮者への対応	21
5.5 定期的な情報更新と事前訓練の実施	22

第3章 災害時の対応

1 建設型応急住宅の建設フロー	23
2 初動(発災当日から数日)【第一段階】	

目次

2.1	マニュアル等の確認と体制の整備	24
2.2	連絡体制の整備、関係者との協議	24
2.3	情報の収集・整理、記録、報告、広報	25
3	必要戸数の推計と要請【第二段階】	
3.1	初期情報からの推計と要請	27
3.2	追加情報による推計と必要戸数の見直し	28
4	建設用地の確定、発注【第三段階】	
4.1	候補用地リストの確認	30
4.2	用地の確定	30
4.3	建設協定団体との協議と要請	30
4.4	建設協定団体等における体制整備	31
4.5	発注仕様の確定	31
4.6	契約	32
5	資材不足等への対応	
5.1	建設事業者からの情報収集	34
6	建設の進捗管理、検査、引き渡し等	
6.1	進捗管理	35
6.2	検査・引き渡し	35
7	瑕疵対応、維持保全・メンテナンス、追加工事対応	
7.1	維持保全・メンテナンス	36
7.2	瑕疵対応	36
7.3	追加工事対応	36
8	撤去等	
8.1	撤去	37
8.2	検査	37
9	個人情報の管理	38
付表	連絡担当課等一覧	39

資料

- ・ 資料1 協定団体との協定書(資料 1-1、1-2、1-3、1-4、1-5)
- ・ 資料2 協定団体要請文
- ・ 資料3 建設事業者との契約書(応急仮設住宅賃貸借契約書)
- ・ 資料4 誓約書
- ・ 資料5 災害救助法による応急仮設住宅管理事務委託協定書
- ・ 資料6 長期継続契約協議書(資料 6-1、6-2)
- ・ 資料7 長野県(木造)応急仮設住宅標準仕様書及び標準図
(標準仕様書、仕上表、平面図、立面図、断面図、詳細図、設備図面)

第1章 応急仮設住宅の建設において前提とすべき事項

第1章 応急仮設住宅の建設において前提とすべき事項

1 応急仮設住宅の目的と供与方法

1.1 目的

- 災害救助法による応急仮設住宅は、「住家が全壊・全焼又は流出し、居住する住家がない者等であって、自らの資力では住家を得ることができないもの」に対して供与することとされている。（災害救助法告示「災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準」第1章第2条第2号）
- 応急仮設住宅は、迅速に供給し避難所の被災者を早急に入居させるとともに、安定した居住が確保される恒久住宅への転出を早期に実現し、その役割を終えるべき住宅である。

東日本大震災においては、半壊や市町村長の避難指示等を受けた場合等でも、希望者には応急仮設住宅に入居できる弾力運用が図られている。（東日本大震災に係る災害救助法の弾力運用について（その5）平成23年4月4日厚生労働省社会・援護局総務課長通知）

また、応急修理期間中の被災者の一時的な住まいを確保するため、応急仮設住宅へ最大6ヶ月間入居できる弾力運用が図られている。（応急修理期間中における応急仮設住宅の使用について 令和2年7月16日内閣府（防災担当）通知）

- 大規模災害発生時には、自力で確保できるかどうかを審査して制度運用することは実務上困難であり、住宅を失った者については、応急仮設住宅の供与が求められるものと想定される。

1.2 提供の仕方

- 災害発生後に緊急に建設して供与する「建設型応急住宅」の他、民間の賃貸住宅等を借り上げて供与する「みなし仮設住宅（賃貸型応急住宅）」、その他適切な方法によるもの（トレーラーハウス、コンテナハウス等）がある。

1.3 被災者の希望に応じた賃貸型応急住宅や被災した住宅の応急修理の優先

- 災害対策予算の効果的執行、復興に必要な他の建築物のための用地確保、省資源、既存住宅の有効活用等の観点から、公営住宅等の公的住宅の空き家・空き室の活用が可能な場合は、それを優先する。
- 被災者が「賃貸型応急住宅」を希望する場合や被災した住宅の応急修理により住宅確保ができる場合は、それらを優先する。

第1章 応急仮設住宅の建設において前提とすべき事項

- 特に、応急仮設住宅の供与においては、「建設型応急住宅」にこだわることなく、情報の提供、コミュニティの維持等に配慮しつつ「賃貸型応急住宅」を有効に活用すべきである。

1.4 建設型応急住宅を中心とすべきと考えられるケース

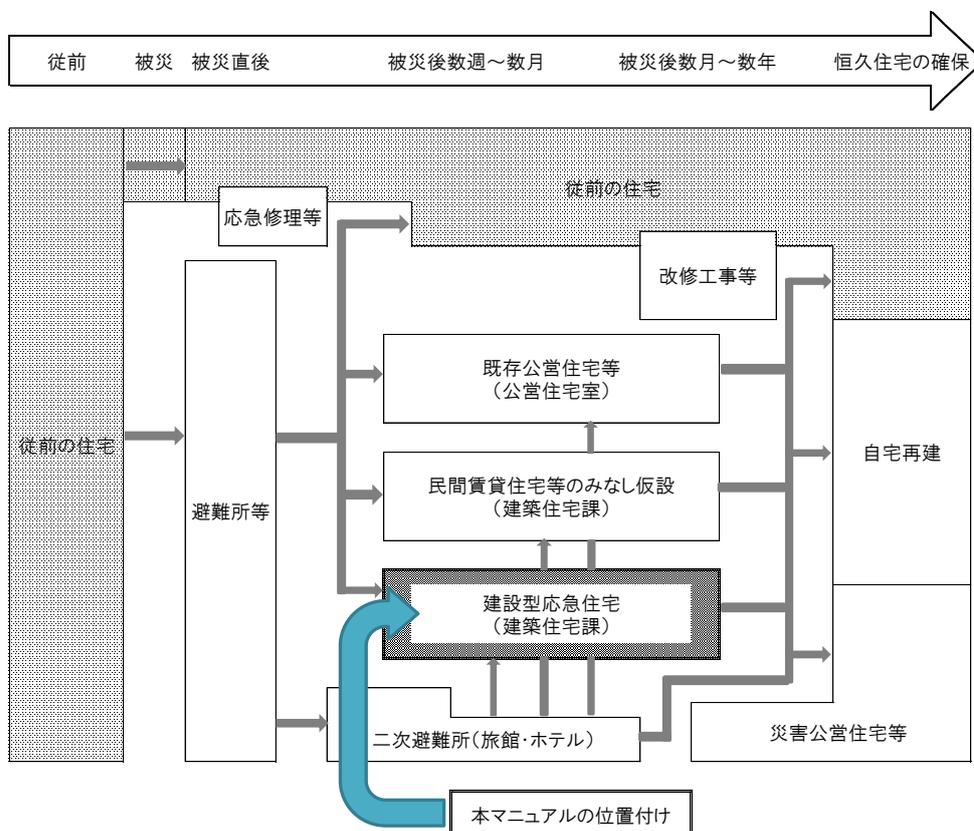
- 一次産業従事者や高齢者等、産業復興の迅速化や地域との結びつきの維持の必要性から被災地を離れることが難しい住民の多い地域に設ける場合
- 借上げが可能な民間賃貸住宅の戸数が少ない地域である場合

第1章 応急仮設住宅の建設において前提とすべき事項

2 建設型応急住宅の概要

2.1 本マニュアルが対象とする応急仮設住宅の位置付け

被災後の恒久的な住宅確保までのフローのイメージ(長野県)



2.2 供与期間

- 災害救助法告示において、「建設型応急住宅を供与できる期間は、完成の日から建築基準法第 85 条第 3 項又は第 4 項に規定する期限までとすること」と規定されており(災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準 第 1 章第 2 条第 2 号)、建築基準法において最長 2 年 3 ヶ月とされている。この期間については、著しく異常かつ激甚な非常災害を対象とする「特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律第8条」を適用することにより、さらに 1 年ごとに特定行政庁の許可を受けることで延長可能とされている。

東日本大震災においても、この規定を適用するための政令の改正が行われている。(平成 23 年 5 月 27 日に閣議決定し、6 月 1 日より施行)
なお、これまでも阪神・淡路大震災、新潟県中越地震及び令和元年東日本台風等についても適用されている。

第1章 応急仮設住宅の建設において前提とすべき事項

- 安全性に係る建築基準等が一部緩和されており、長期の利用は適当でない。
- 一方、災害が大規模であり、復興に時間を要し、供与期間が長期化することが想定される場合には、高齢者・障害者等の入居者や行政サービスの提供等への配慮、生活利便施設を設置した団地計画など、一定の長期利用を想定する配慮が求められる。

2.3 供与主体

- 災害救助法における建設型応急住宅の供与主体は、原則県とされており、市町村に委任することができることとされている。(災害救助法第13条第1項)
- 令和元年東日本台風においては、長野市に事務委任をし、建設型応急住宅の建設を実施した。
- 被災地の市町村の体制等を考慮すると、県が主体となって建設し、市町村の発注能力、工事管理能力等を把握した上で可能な範囲で委任することが、現実的と考えられる。

第1章 応急仮設住宅の建設において前提とすべき事項

3 建設コスト

- 1戸当たりの規模は、29.7 m²を標準とし、その設置のため支出できる費用は5,714,000 円以内(令和4年3月現在)とすることが原則とされている。(災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準第1章第2条第2号)
- これまでの災害においては、災害の状況に応じ、特別基準を設定し弾力的な運用がなされている。

【近年の災害での建設型応急住宅の戸当たりの単価】

発災日	災害名		災害救助法に基づく 一般基準(円)	実際の単価 (特別基準(円))
2004年10月23日	新潟中越地震		2,433,000	4,725,864
2007年3月25日	能登半島地震		2,342,000	5,027,948
2007年7月10日	新潟中越地震		2,326,000	4,977,998
2008年6月14日	宮城・岩手内 陸地震	岩手県	2,366,000	5,418,540
		宮城県		4,510,000
2011年3月12日	東日本大震災	岩手県	2,387,000	約568万円※1
		宮城県		約664万円※1
		福島県		約574万円※1
2011年3月12日	長野県北部地震			5,438,156※2
2014年11月22日	長野県神城断層地震		2,530,000	7,590,783※2
2019年10月12日	令和元年東日本台風		5,714,000	9,341,000※1
2022年3月現在			5,714,000	

※1 談話室・集会所の建設費、造成費、追加工事を含む建設コストの戸当たりの平均コスト。

※2 除雪費を除く建設コストの戸当たりの平均コスト。

○住戸タイプ

- ・1DK:6坪タイプ、19.7 m²、単身用
- ・2DK又は1LDK:9坪タイプ、29.7 m²、小家族用(2~3人)
- ・3K:12坪タイプ、39.4 m²、大家族用(4~5人)

4 建設期間の目安

- 建設型応急住宅は、災害発生の日から20日以内に着工し、速やかに設置しなければならない。(災害救助法告示「災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準」第1章第2条第2号イ(5))
- なお、過去の災害での建設型応急住宅の建設期間は、着工から完成まで、約3～4週間程度が標準。

概ね5万戸程度を建設した阪神・淡路大震災、東日本大震災規模の災害においては、災害発生後、最長でも概ね6カ月以内に建設することが目安とされた。

平成24年7月の九州北部豪雨災害においては、当時標準プランはなかったものの、過去の災害における事例やプレハブ建築協会の仕様を参考に、48戸の建設型応急住宅を29日の工期で建設した。

また、令和元年東日本台風においては、木造の建設型応急住宅45戸を約1か月で建設した。

- 大規模災害における建設型応急住宅の供給スピードを決定する主な要因
 - ①建設用地の確保
 - ・ 県が現地確認をして用地を決定する行政プロセスの確立
 - ・ 自治体職員、自治体機能も被災した場合の行政機能の低下
 - ・ 電気・水道などインフラが整った大規模な平坦地などの条件の良い用地以外での工事の必要性
 - ②資材の確保
 - ・ 資材関連工場の被災
 - ・ 急激な需要に対する国内の生産体制
 - ・ 公共インフラや情報インフラの不通、さらにはガソリン不足による、輸送等への支障
 - ③労働力の確保
 - ・ 新築住宅市場等が縮小する中、急激な需要に対し国内のマンパワー(労働力)の不足。
- 応急仮設住宅に入居できるまでの建設期間中は、避難所の生活環境改善や避難生活の負担軽減のための措置(プライバシーの確保、畳の設置等による床面の断熱措置、洗濯物の干し場所の確保等)、旅館・ホテルなどへの2次避難の活用、広域避難の方を含め避難所等の避難者への迅速かつ定期的な応急仮設住宅の建設状況(建設見通しや募集予定含む)の情報提供が併せて必要である。

第2章 平常時の準備

第2章 平常時の準備

1 被害想定に基づく応急仮設住宅の必要戸数の想定等

1.1 被害想定

○各地域において想定される災害(地震、風水害、噴火、土砂災害等)ごとに住宅被害を想定することが望ましいが、本マニュアルでは最も被害棟数の多い「地震」によるものを採用する。

【参考:被害住宅戸数の推計】

○風水害の場合:住宅の構造・浸水ハザードマップ等から被害戸数を推計

○噴火の場合:火山のハザードマップ等から被害戸数を推計 等

○長野県地震対策強化(被害想定策定)事業(平成 25~26 年度)による、全県で想定される地震による建築物被害の想定は次のとおり。

(単位:棟)

地震名	建物被害合計(最大被害)	
	全壊・焼失	半壊
長野盆地西縁断層帯の地震	40,960	47,370
糸魚川ー静岡構造線断層帯の地震(全体)	97,940	103,450
糸魚川ー静岡構造線断層帯の地震(北側)	11,770	24,390
糸魚川ー静岡構造線断層帯の地震(南側)	31,180	33,050
伊那谷断層帯(主部)の地震	17,540	42,600
阿寺断層帯(主部南部)の地震	140	700
木曾山脈西縁断層帯(主部北部)の地震	2,700	13,080
境峠・神谷断層帯(主部)の地震	2,050	8,450
想定東海地震	60	360
南海トラフ(基本ケース)	190	1,470
南海トラフ(陸側ケース)	2,260	20,420

長野県地域防災計画(令和3年12月)より抜粋

第2章 平常時の準備

1.2 被害想定に基づく必要戸数の推計方法

応急仮設住宅の必要戸数の推計方法については、応急仮設住宅建設必携 中間とりまとめ(国土交通省住宅局住宅生産課/平成24年)に例示されている。

【参考：災害発生後に行う必要戸数の推計方法の例（応急仮設住宅建設必携 中間とりまとめ（国土交通省住宅局住宅生産課/平成24年））】

【推計方法1】阪神・淡路大震災、新潟県中越地震、東日本大震災における実績による
“住家被害（全壊・半壊戸数）の2～3割”

【推計方法2】阪神・淡路大震災の際に実施された方法

“避難世帯数（※1） × 建物が全壊・半壊を理由に避難している者の割合（※2） × 応急仮設住宅等への希望者の割合（※2） “

※1：避難者数/平均世帯人員

※2：避難者へのヒアリング調査で把握（阪神・淡路大震災では約1,600名に実施）

【推計方法3】東海地震に係る広域的な地震防災体制のあり方に関する調査検討報告書(※1)

“住居が全壊した世帯 × 応急仮設住宅入居希望割合（※2） + 半壊世帯 × 応急仮設住宅入居希望割合（※2） “

※1：総務省消防庁 東海地震に係る広域的な地震防災体制のあり方研究会/平成15年3月

※2：事前の市民アンケート調査結果より、所有形態別（持家・借家）に推定

○応急仮設住宅の必要戸数事例（参考）

推計方法1（（住家の全壊・半壊棟数）×（過去の地震の仮設住宅供給率））

地震名 (時期)	村名	住家被害 合計 ①	供給率(%) ② (※)	必要戸数 ①×②	実際の 供給戸数
長野県北部地震 (H23.3.12)	栄村	202棟	19.4	40戸	55戸
			20.4	42戸	
			32.5	66戸	
神城断層地震 (H26.11.22)	白馬村	59棟	19.4	12戸	35戸
			20.4	13戸	
			32.5	20戸	
令和元年台風 (R元.10.13)	長野市	2,739棟	19.4	531戸	115戸
			20.4	559戸	
			32.5	890戸	

(※)供給率：上から、阪神・淡路大震災、新潟県中越地震及び東日本大震災（除く福島県）

第2章 平常時の準備

(参考:長野県北部地震及び神城断層地震の住家被害数)

地震名	村名	住家被害数(棟)		
		全壊	半壊	合計
長野県北部地震	栄村	33	169	202
神城断層地震	白馬村	37	22	59
令和元年台風	長野市	1,034	1,705	2,739

第2章 平常時の準備

2 想定必要戸数に応じた建設候補地の確保

2.1 建設型応急住宅建設候補地の事前調査・取りまとめ

○候補地の選定条件としては、次のようなものが上げられる。

① 建設候補地

災害時にガレキ置き場、自衛隊の拠点、ヘリポート等の災害救助対策用地となる用地と重複していない用地であること
災害危険区域等でないこと
(浸水想定区域の指定の有無について確認すること)

② 所有関係

建設候補地は、原則として公有地又は無償提供される土地
(民有地の場合、事前に協定締結等が必要)

③ 地形

基本的には平坦地
候補地が無い場合は、造成工事が可能な傾斜地も可

④ ライフライン

原則としてライフラインが整備されていること
(下水道は浄化槽で対応できるが、上水道は必要)

⑤ 敷地面積等(建設可能戸数)

概ね 100 m²/戸(最小でも 70 m²/戸)

○これらの項目を参考に市町村に敷地の選定依頼をし、県は取りまとめをする。
(リスト及び位置図等の図面を整備する。)

【令和4年3月現在の取りまとめ状況】

- ・選定済み市町村数 77市町村(全市町村)
- ・選定済み建設候補地 514箇所
- ・整備可能戸数 31,256 戸(100 m²/戸)、44,588 戸(70 m²/戸)

2.2 定期的見直しと災害発生時の体制準備等

○建設候補地リストは、紙媒体やデータ等の複数媒体により、関係各課(各現地機関を含む)で保管・管理し、災害時にすぐに活用できるようにしておく。

○土地の利用状況の変化に対応するため、必要に応じて見直すこととする。

(建設候補地基本情報整理項目を次ページに掲載)

第2章 平常時の準備

建設候補地の基本情報等整理項目

①基本情報	建設予定地 ・名称 ・住所 ・敷地面積 ・建設型応急住宅等建設可能面積(m ²)
②建設可能戸数	・戸／100m ² ・戸／70m ²
③所有状況	・公有地・民有地の別 ・所有者又は管理者名 ・所有者の同意の有無
④敷地状況	・地形 ・現時点の利用形態 ・接道状況 ・土砂災害警戒区域等 ・造成時の資料の有無 ・浸水想定区域の指定の有無
⑤ライフラインの状況	・上水道整備状況 ・上水道配管径 ・下水道等 ・電気 ・通信 ・ガス ・ガス供給者名
⑥その他	最寄のバス停・駅、小中学校及び商店までの距離

第2章 平常時の準備

3 標準仕様の設定

3.1 長野県標準仕様の設定(次ページ以降に仕様を掲載)

- 大量の必要戸数を 6 ヶ月間という短期間で建設する場合、県が協定を締結している団体(以下「建設協定団体」という。)の住宅生産力を総動員して建設すべきことから、プレハブ仮設業界、地域の建設業者、工務店等において一定の共通認識が必要である。

- 長野県標準仕様の設定にあたり、平成 23 年の栄村、平成 26 年の白馬村における地震災害で建設した建設型応急住宅の平面図等及び仕様をベースとする。(特記事項に特別豪雪仕様を反映させる。)
また、「建設協定団体」に応じて、組立ハウス(プレハブ)仕様と木造仕様を設けることとする。

- 標準仕様には、寒冷地対策だけでなく、高齢者が多いことからバリアフリーに配慮した仕様を盛り込む。

第2章 平常時の準備

○長野県標準仕様の概要

組立ハウス(プレハブ)仕様

項目	標準仕様	特別仕様
寒さ対策仕様	床パネル 断熱材 無	床パネル 断熱材 グラスウール 100m/m
	天井パネル 断熱材 50m/m	天井パネル 断熱材 100m/m
	内壁 断熱材 無	内壁 断熱材 グラスウール 100m/m
	サッシ	サッシ ペアガラス or 二重サッシ
	上水道 凍結防止措置無	上水道 不凍栓及び給水管外部立ち上がり部分への凍結防止帯の設置
	風除壁又は風除室 設置無	風除壁又は風除室 設置必要
積雪対策仕様	屋根材、柱材、 ^{はり} 梁材 標準用	屋根材、 ^{はり} 梁材 ランクアップ(多雪用、積雪2m対応)
	柱下部分 木杭 900 mmメッシュに1本程度	柱下部分 木杭 900 mmメッシュに2本程度
	構内通路 砕石敷き	構内通路 アスファルト舗装
	屋根転落防止用アングル 設置無	屋根転落防止用アングル 設置必要
	雪囲い用具 設置無	雪囲い用具 設置必要
	堆雪広場 設置不要	堆雪広場 設置必要
防湿対策仕様	床 ポリエチレンフィルム敷 設置無	床 ポリエチレンフィルム敷 設置必要
	天井パネル テープ張り 設置無	天井パネル テープ張り 設置必要
	熱交換型換気扇 設置無	熱交換型換気扇 設置必要
	軒裏 強制換気 設置無	軒裏 強制換気 設置必要
高齢者対策仕様	玄関スロープ 設置無	玄関スロープ及びスロープ上部の雪除け 設置必要(高齢者向住戸)
	玄関手摺 ^{すり} 設置無	玄関手摺 ^{すり} 設置必要(高齢者向住戸)
	床仕上 タイルカーペット	床仕上 畳
	エアコン 設置無	エアコン 設置必要
附帯設備仕様	浄化槽設備 設置無(下水道区域内を想定)	浄化槽設備 設置必要(村内の役場周辺以外は個別の浄化槽により対応)
	上水道 直接給水	上水道 集中受水槽
その他	電気容量 30A	電気容量 40A
	仮設鉄板敷き 一部	仮設鉄板敷き 作業部分
	除雪費用 無	除雪費用 必要(現状として1.4m~4m程度の積雪)

第2章 平常時の準備

木造仕様(詳細は資料7による)

部 位	標準仕様
モジュール	910mm
構造	木造軸組み工法 長期積雪荷重 1.5m 対応(特別豪雪地帯を除く)
基礎	木杭又は CB 造
屋根	波子板 t=2.7mm 長尺カラ-鉄板 t=0.35(縦ハセ葺き) 3 寸勾配屋根(特別豪雪地帯を除く)
世帯間 間仕切壁	PBt12.5+化粧 PBt12.5(両面天井まで各戸) 断熱材t=50mm相当 (10kg 品同等品)
引き違い アルミサッシ戸	網戸付き レール凍結防止ヒーター(出入口)
引き違い アルミサッシ窓	二重サッシ、樹脂製内窓 又はペアガラス、樹脂製内窓 網戸付き
板金工事	軒樋、豎樋は別途
給・排水衛生設備	<ul style="list-style-type: none"> ・給水:凍結防止帯、不凍水栓、配管凍結防止ヒーター ・給湯設備:20 号(フロパン)屋外タイプ 追い炊き給湯機能付 ・換気扇:熱交換型換気扇(1ヶ所/1・2DK、2ヶ所/3K) (24 時間換気対応とする)
電気設備	<ul style="list-style-type: none"> ・幹線:单相3線式 30A あるいは40A ・コンセント: 屋外給湯用 防水 3 連 E 付 1 トイレ 暖房便座用1口 E 付 1 ・スイッチ:ユニットバス内及びトイレ照明器具 SW と換気扇 SW は別々に設ける。 ・TEL:スリーブまで(1ヶ所/各戸) ・エアコン:スリーブ(75φ)及びコンセント増設(1ヶ所/各居室) ・エアコン設置(1ヶ所/各戸) 2.2kw (6~8 帖用)/1DK・1LDK・2DK 2.8kw (10 帖用)/3K 室外機架台式(雪よけ屋根設置)

第2章 平常時の準備

【室内仕様】	
部 位	標準仕様
居室 (居間)	床:タタミ敷 55mm 巾木:木製 付け長押:木製
天井	化粧 PBt=9.5mm 又は PBt=9.5mm+ビニルクロス貼
押入	中段付 H800 枕棚 H=1800 D=395
トイレ	暖房便座
【特記事項】	
高齢者対策	手摺の設置(玄関、浴室、トイレ)
防湿対策	床ポリエチレンフィルム t=0.15 敷、小屋裏換気扇
防火対策	消火器設置(1ヶ所/各住棟) 換気扇フード(鋼製)
防犯対策	非常ベルの設置(1DKのみ 居室、浴室、トイレ)、外部非常ベル赤色灯
豪雪対策	外廊下の設置:・鋼製下地折板 ・出入口木製スロープ及び鋼製屋根(2ヶ所/各住棟) ・十手金物及び雪囲い板、ビニルカーテン、廊下灯 室外機高所化 各住戸窓に十手金物及び雪囲い板設置 4寸勾配屋根
備 品	外灯、呼び鈴、住宅用火災警報器、ガス警報器

3.2 建物の規模

各タイプ別に、次の室数及び面積相当を標準とする。

(1) 単身用

1DK(6坪タイプ:19.7 m²相当) 居室(1室)

(2) 小家族用

2DK又は1LDK(9坪タイプ:29.7 m²相当) 居室(2室)

(3) 大家族用

3K(12坪タイプ:39.4 m²相当) 居室(3室)

第2章 平常時の準備

4 建設協定団体との協定・発注方針等

4.1 協定

○長野県が建設型応急住宅の建設に関して協定を締結している団体及びその概要(供給可能戸数、建設事業者数)は以下のとおり。

- ① 一般社団法人プレハブ建築協会 会長 堀内 容介
(平成7年8月28日協定締結)

【連絡先】

〒101-0052 東京都千代田区神田小川町2-3-13 M&Cビル
昼間連絡先:03-5280-3121、FAX:03-5280-3127
(携帯電話)担当者() ***-****-****

【概要】

供給可能戸数:3,800戸(1か月以内)
建設事業者数:14社(規格建築部会 会員数)

- ② 一般社団法人全国木造建設事業協会 理事長 大野 年司
(平成25年1月24日協定締結)

【連絡先】

〒104-0032 東京都中央区八丁堀3-4-10 京橋北見ビル東館6階
昼間連絡先:03-5540-6678、FAX:03-5540-6679
(携帯電話)担当者() ***-****-****

【概要】

供給可能戸数:100戸(1か月以内)
建設事業者数:128社(県内会員数(全木協 長野県協会))

- ③ 一般社団法人長野県建設業協会 会長 木下 修
(平成26年4月30日協定締結)

【連絡先】

〒380-0824 長野市南石堂町1230 長建ビル
昼間連絡先:026-228-7200、FAX:026-224-3061
(携帯電話)担当者() ***-****-****

【概要】

供給可能戸数:270戸(1か月以内)
建設事業者数:164社(建設本部 構成員数)

第2章 平常時の準備

- ④ 一般社団法人日本RV・トレーラーハウス協会 代表理事 稲吉 啓
(令和3年8月24日協定締結)

【連絡先】

〒381-0024 長野県長野市南長池 337-1
昼間連絡先:026-221-9997、FAX:026-221-4848
(携帯電話)担当者()***-****-****

【概要】

供給可能戸数:95戸
協会員数:27社

- ⑤ 一般社団法人日本ムービングハウス協会 代表理事 佐々木 信博
(令和3年8月24日協定締結)

【連絡先】

〒399-8386 長野県安曇野市穂高北穂高 2777-1
昼間連絡先:0263-88-7933、FAX:0263-88-7934
(携帯電話)担当者()***-****-****

【概要】

供給可能戸数:500戸
協会員数:49社

4.2 発注準備

○応急仮設住宅は、災害時に緊急に必要なものとして、地方自治法上随意契約が認められている。また、契約種別は請負ではなくリース又は買い取り(売買)方式で調達されてきており、業者の斡旋等を含む協定については公正取引法上も許容されている。

なお、長野県はリース又は買い取り方式で契約を行うこととする。

○契約に関する起案には、長期継続契約を締結することができる契約を定める条例に基づく、予算主管課長からの施行通知を添付する必要があるため、予め予算主管課長からの承認を得ること。

○発注は、建設用地、戸数、住戸タイプ等を県が事業者へ指示することによって行われるが、代金の支払いは、納品後(応急仮設住宅の場合は、県への引き渡し後)に提出する請求書による精算払いとなる。

第2章 平常時の準備

4.3 被災規模に応じた協定団体への要請

- 災害後の被災者の居住の住まいを早期に確保することが目的であるため、応急仮設住宅の早期供給が求められるが、複数の団体と協定を締結しており、各団体の供給体制と特長を的確に把握し、被災規模に応じて適切に配分して要請することが必要である。
- (一社)プレハブ建築協会(以下、「プレ協」という。)は、県内で平成23年の長野県北部地震、平成26年の神城断層地震及び令和元年東日本台風での供給実績があり、リース物件を所有する「プレ協」が提供するプレハブ系住宅は、比較的速やかに大量供給が可能である。
- (一社)全国木造建設事業協会(以下、「全木協」という。)による応急仮設木造住宅による供給は、令和元年東日本台風での供給実績があり、地元企業(「全木協」長野県協会員)の活用により、災害後の被災地の経済等の改善に大きな効果が見込まれる。
また、全国組織としての「全木協」のサポート体制等も期待される。
- (一社)長野県建設業協会(以下、「建設業協会」という。)による応急仮設木造住宅による供給は、県内の隅々に根差す多数の地元企業の活用により、災害後の被災地の経済・雇用の改善に大きな効果が見込まれる。
また、既に締結済みの「災害時における応急対策業務に関する協定」(緊急交通路確保等が目的)の実績等からも、公共インフラ復旧対策等と連携した実践的な対応が期待される。
- 応急仮設木造住宅は、規格部材にとらわれず、仕様等や小規模敷地において柔軟な対応が可能である。
- (一社)日本RV・トレーラーハウス協会(以下、「RV・トレーラーハウス協会」という。)によるトレーラーハウスによる供給は、建設型応急住宅と比較して工期が短いため、被災者の応急的な住まいを早急に整備することが可能である。
- (一社)日本ムービングハウス協会(以下、「ムービングハウス協会」という。)による移動型の木造住宅による供給は、平常時の備蓄が可能であり、災害時に比較的速やかに設置することが可能である。
- 応急仮設住宅の建設は、被災者の意識調査に基づいた決定が求められるので、早期に調査を行い、建設戸数を確定する必要がある。

第2章 平常時の準備

【被災規模に応じた協定団体への要請】

供給必要戸数	発災後の 供給 目安期間	建設協定団体別の対応方法			留意事項
		建設業協会 全木協	プレ協	RV・トレーラー協会 ムビングハウス協会	
～ 200以下	1か月以内	優先	—		<p>○供給必要戸数が200戸程度の場合には、被災後の被災地の経済・雇用の改善に大きな効果が見込まれる応急仮設木造住宅での供給を優先して検討する。</p> <p>○ただし、建設事業者等の被災による供給体制の悪化や降雪期前で早期完成が求められる場合等、被災市町村の意向を踏まえ、プレ協、RV・トレーラー協会、ムビングハウス協会による供給も併せて検討するなど柔軟に対応する。</p>
200超 ～ 4,000以下	1か月以内	各団体に配分			<p>○供給必要戸数が2,000戸以下の場合には、発災後1か月以内での供給を目安として、各団体に配分して要請する。</p> <p>○応急仮設木造住宅は、仕様等や小規模敷地において柔軟な対応が可能な特性を活かした供給を検討する。</p> <p>○供給必要戸数が4,000戸以下の場合には発災後1か月以内での供給を目安として各団体に配分して要請する。</p>
4,000超 ～ 5,000以下	3か月以内	各団体に配分			<p>○供給必要戸数が5,000戸以下の場合には発災後3か月以内での供給を目安として各団体に配分して要請する。</p> <p>○供給必要戸数が5,000戸程度の場合、被害は県内外の広範囲にも及んでいると考えられるので、被災地近接地に応急仮設住宅を早期に供給することよりも、全体の供給戸数を少しでも多く確保することに主眼をおく必要がある。</p>
5,000超 ～	6か月以内	各団体に発注+事業者公募			<p>○供給必要戸数が5,000戸超の場合には、発災後6か月以内での供給を目標とする。</p> <p>○プレ協は関東10都県で、最大62,000戸(6か月以内)の供給能力があるが、震災時に周辺都県の被害が甚大な場合には、長野県への供給可能戸数は不明であるため、事業者を公募するなど、協定団体を含めた多様な供給方法を検討する。</p>

※ 設置にあたっては、個別の事情等に応じて柔軟に対応する。

(留意事項)

- ・上記表の供給必要戸数は概数であり、被災実情に応じての変更もあり得る。
(事例:各協定団体と個別に対応するだけでなく、相互間の調整・協力を検討する等)
- ・応急仮設住宅の設置期間が長期に及ぶことが想定される場合は、短期的対応に適したプレハブ系仮設住宅と長期的対応に適した木造仮設住宅、トレーラー・モバイル型応急住宅の設置戸数バランス等に留意する必要がある。

第2章 平常時の準備

5 関係者間の役割分担、情報連絡体制の整理

- 業務フロー図や業務分担表等に担当者名も記載しておき、異動で担当者の変更が有る場合は更新するなど、定期的に確認を行う。

5.1 県の業務

応急仮設住宅の供与（建設関係）に関する県災害対策本部建設部の関係部所の業務分掌は、以下のとおりとする。

所 属	業 務
建設部 建設政策課	○予算に関すること
建設部 建築住宅課	○建設計画の決定に関すること ○予算執行に関すること ○国土交通省、建設協力団体との協議・調整等に関すること ○災害対策本部への提案・報告等に関すること ○危機管理防災課との協議、連絡調整等に関すること ○撤去・復旧に関すること ○許認可等の手続きに関すること ○設計図書に関すること ○検査に関すること ○内閣府との協議に関すること
危機管理部 危機管理防災課	○内閣府との協議、連絡調整に関すること

5.2 市町村の業務

市町村の業務は、以下のとおりとする。

所 属	業 務
工事着手前	○必要戸数把握に関すること ○建設地の選定・確保に関すること ○建設予定地の状況調査に関すること
工事～完了	○必要戸数、建設計画の決定に関すること
入居・管理関係	○入退去及び維持管理に関すること（※県からの委任事項）

第2章 平常時の準備

5.3 関係団体等の業務

建設協定団体及び建設事業者の業務は、以下のとおりとする。

関係団体等	業 務
建設協定団体	○県と締結した応急仮設住宅建設に係る協定に基づく業務 ・建設地の現地調査・確認 ・団地の配置計画図の作成 ・建設事業者の斡旋 ○県へ供給能力等の状況報告、会員名簿の提出(毎年) ○県市町村が行う模擬訓練への参加・協力
建設事業者	○建設協定団体から斡旋された後、該当する応急仮設住宅の建設に係る下記業務 ・実施設計図書の作成 ・工事(屋外付帯工事を含む。)の実施 ・追加工事等への対応 ・工事完了検査後の瑕疵対応 ・供与完了後の解体・処分

5.4 コミュニティ・要配慮者への対応

- 仮設住宅内のコミュニティ形成に寄与するため、集会室、談話室、ベンチ、あずまやなどコミュニティ施設を一定程度設ける。
- ストック活用の観点から、商業施設、診療所等の生活利便施設は、応急仮設住宅近隣の既存施設をできるだけ活用するが、不足する場合は、応急仮設住宅団地内又は近傍に建設する。
- 特に、一定規模以上の団地の場合は、それらの生活利便施設が必要となるため、仮設で建設する生活利便施設のための用地を、予め確保し、計画的に建設を行う。
- 仮設店舗等の仮設施設を建設する際は、被災した中小事業者等に事業再開の場を提供する観点からも、被災市町等からの要請に基づいて(独)中小企業基盤整備機構が整備する仮設施設(仮設店舗、仮設工場、仮設事務所等)の仕組みの活用も有効である。
- 入居決定は、高齢者・障害者等の個々の世帯の必要度に応じて決定すべきであることから、機械的な抽選等により行わないようにする。

※東日本大震災に係る応急仮設住宅について平成23年4月15日厚生労働省社会援護局総務課長通知

第2章 平常時の準備

- コミュニティの維持の観点から、地域の被災者が一体的に応急仮設住宅団地に入居できるようにするために、一定の戸数を確保した上で、従前のコミュニティ単位で入居募集を行うといった方法も想定され、そういった場合の募集方法については、被災者に十分に説明した上で実施する。
- 建設予定、完成予定等の進捗情報について、県は管理者(市町村)に情報提供を行い、連携する。
- 高齢者の孤立防止、入居者同士の交流促進、コミュニティ形成の観点から、配置計画上の工夫を行うことが必要である。(玄関口の対面配置等)

5.5 定期的な情報更新と事前訓練の実施

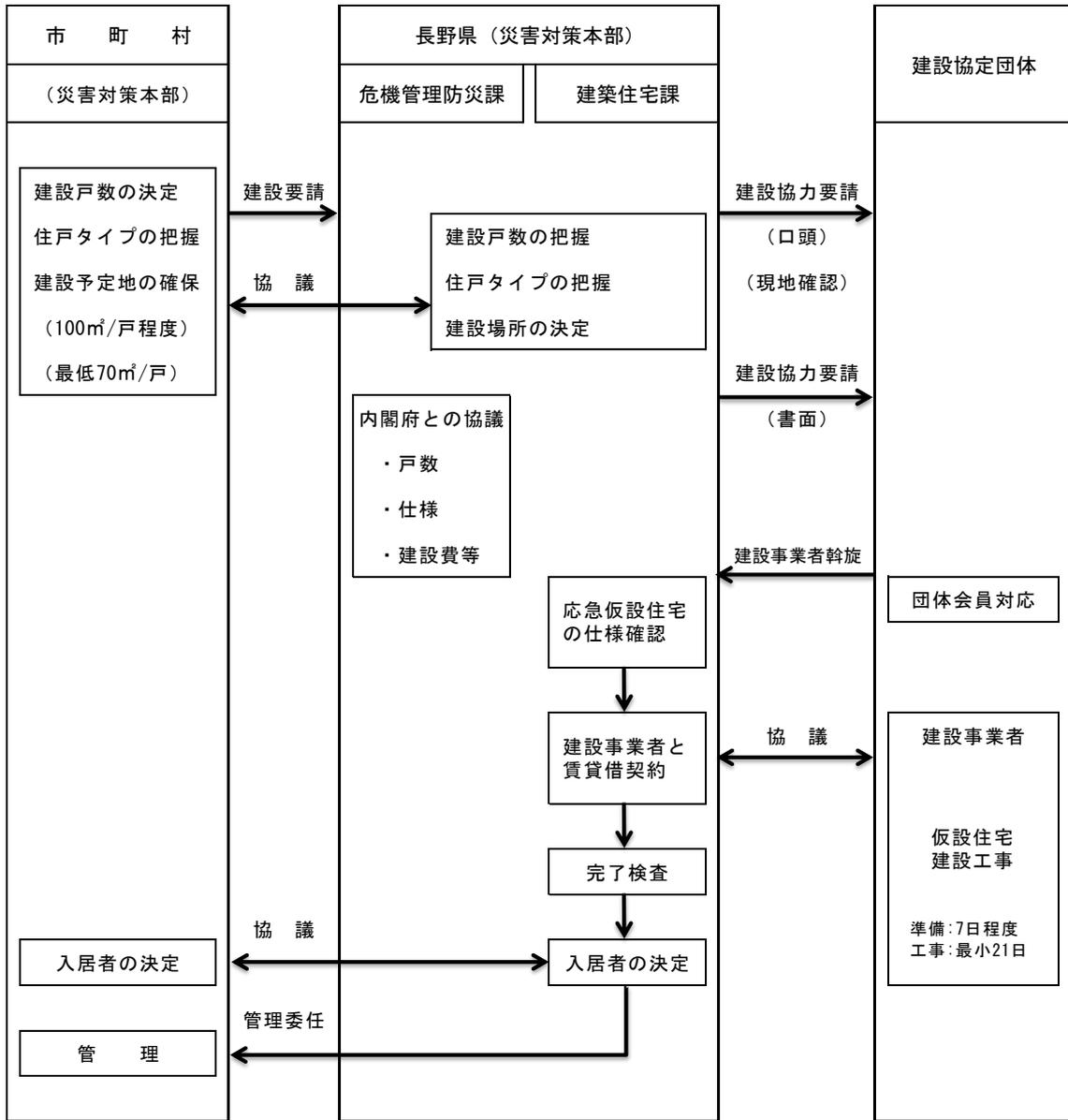
- より実効的なマニュアルとなるよう定期的な情報更新は、新任担当者等の理解を深め発災時の緊急体制づくりにも有効であり、異動等で担当者の変更がある場合は更新して定期的に確認する必要がある。
- 県、市町村、応急仮設住宅の建設関係団体などの間で、応急仮設住宅の設置に関する様々な取組が円滑になされるよう、関係者による災害時を想定した図上訓練を実施して、体制やマニュアル等の検証、その改善・充実に努めることが重要である。

第3章 災害時の対応

第3章 災害時の対応

1 建設型応急住宅の建設フロー

○建設型応急住宅の建設までの大まかな流れは次のとおりである。



※ 建設型応急住宅の設置期間が長期に及ぶことが想定される場合は、短期的対応に適したプレハブ系仮設住宅と長期的対応に適した木造仮設住宅、トレーラー・モバイル型応急住宅の設置戸数バランス等に留意する必要がある。

第3章 災害時の対応

2 初動(発災当日から数日)【第一段階】

2.1 マニュアル等の確認と体制の整備

- ただちに関連するマニュアル等を確認し、職員の被災状況等を考慮しながら、庁内の体制を確立する。
- 県の庁舎・機能等が被害を受けた場合は、職員等の安全確保を図りつつ、機能の応急復旧を行い可能な時期から作業に着手する。

※東日本大震災における福島県では、庁舎が被害を受け、一時別の建物に待避して情報収集、応急危険度判定等の業務に対応した。応急仮設住宅については、地震発生後3日目に庁舎に戻ってから実質的な検討が開始されている。

- 体制を確立する際、役割ごとに担当者を定め、それぞれの業務を確認する。

- ・全体を把握する総括担当
- ・応急仮設住宅の戸数等を計画し、用地、仕様等について関係部局及び市町村と連携しつつ調整を行う担当
- ・発注事務を行う担当
- ・用地の調査・確認を行う担当
- ・情報の収集、記録を行う担当
- ・広報対応等(報道機関や国等)の対外窓口を行う担当 等

※建設業者との契約は、契約金額が8,000万円以上は副知事決裁となるが、知事への説明等も必要となるため、最小でも、課長以下2名は必要である。

2.2 連絡体制の整備、関係者との協議

- 庁内の災害対策本部において建設型応急住宅の建設準備の開始について報告を行う。
- 協定団体との連絡手段(電話、メール等)を確保する。
なお、プレ協は 300 戸以上を供給することが見込まれる災害の場合、ただちに現地本部を設置することとしている。
- 市町村の担当部局との連絡手段(電話、メール等)を確保する。なお、必要に応じ、都道府県の職員を市町村に派遣する。
- 国交省(本省・地方整備局等)との連絡手段(電話、メール等)を確保する。
- 個人情報の管理について関係者に徹底する。

第3章 災害時の対応

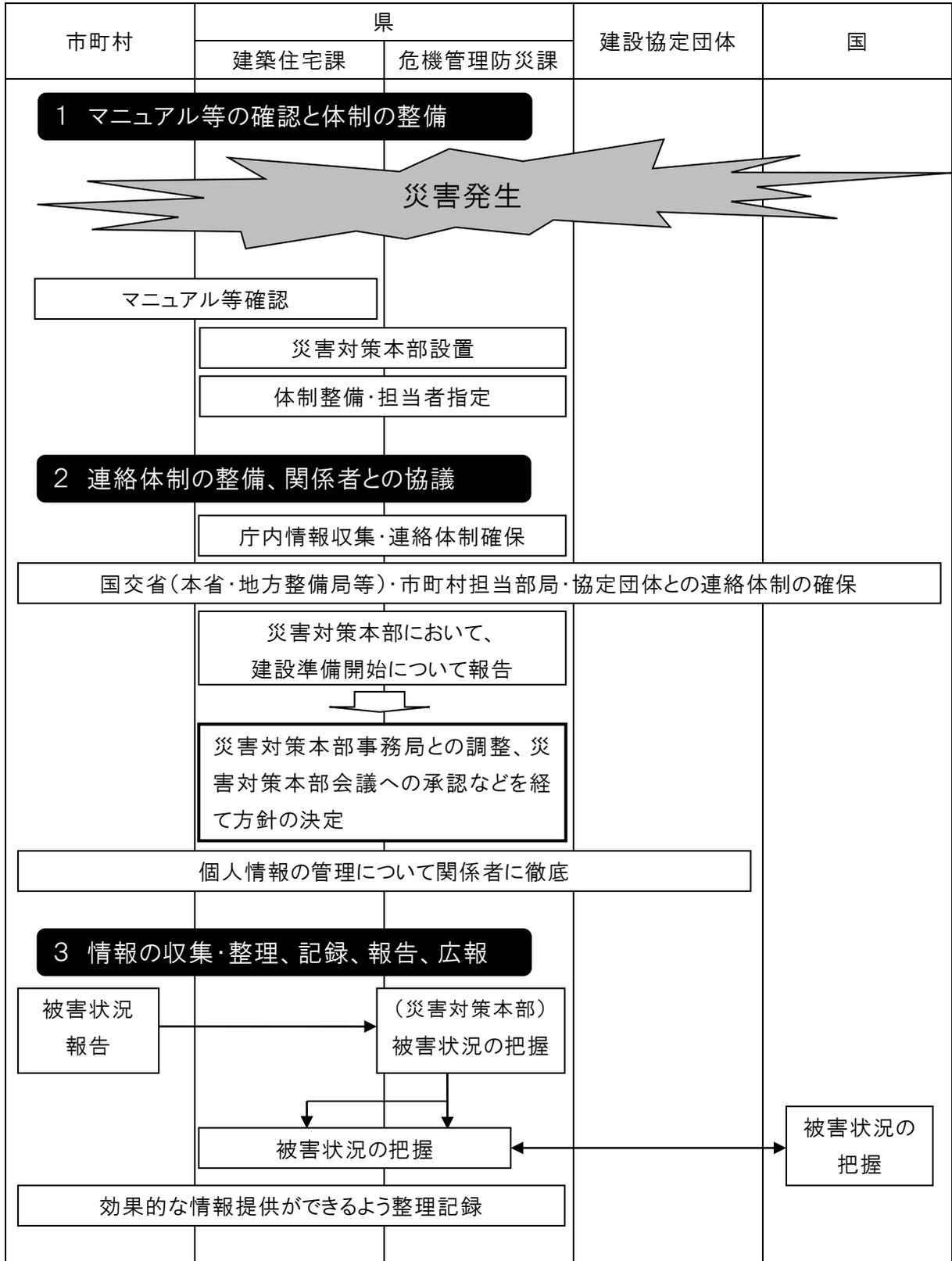
2.3 情報の収集・整理、記録、報告、広報

- 庁内の災害対策本部、警察・消防機関の報告、報道等による災害情報を収集する。(震度分布、水害浸水等範囲等)
- 連絡体制を通じた関連情報を収集する。
- 建設型応急住宅の建設準備の立ち上げ状況、進行状況等について、被災自治体内の災害対策本部からの報告聴取、報道機関からの取材、国土交通省等からの照会などが継続的に行い得るよう体制を整備し、効率的な情報提供ができるよう整理、記録を行う。

(次ページにフロー図を掲載)

第3章 災害時の対応

第一段階 初動(発災当日から数日)



第3章 災害時の対応

3 必要戸数の推計と要請【第二段階】

3.1 初期情報からの推計と要請

- 建設型応急住宅に関する市町村の担当者を確認する。
- 発災直後から市町村の要請による戸数が確定するまでの間、次の方法で推計する。【阪神・淡路大震災における推計方法(第2章1.2(P8)推計方法2)による】
 - ・ 発災直後 必要戸数 = 避難者世帯(避難者数/2人)
×70%(全壊半壊世帯数の割合を推計)
×90%(応急仮設住宅希望者の割合を推計)
×1/2(建設型応急住宅分を推計)
 - ・ 2~3週間 避難者数情報を随時更新
 - ・ 順次、市町による要望調査による戸数に置き換え
 - ・ 3週間~ 市町による要望調査により算出する戸数に置き換え
- 被害状況から応急仮設住宅の必要戸数を推計し、「公営住宅」、「建設」、「借上げ」の配分を検討するとともに、「建設」については、建設協定団体への要請戸数を検討する。
- 建設協定団体へ必要戸数及び住戸タイプ別戸数の連絡をし、準備の要請を行う。
- この「必要戸数」は、あくまでも「見込み戸数」であり、最終的に供給する建設型応急住宅が入居需要に対して不足することがないように多めに見込んでいるため、建設事業者への「発注戸数」ではないことを建設協定団体へも伝えておく。
- 「必要戸数」と「発注戸数」に一定の差異が生じることは避けられないため、必要戸数を、今後の発注等が確実となる段階に応じて数次に分けて示すなどの対応も求められる。
- 必要戸数の公表の際には、初期情報に基づく推計値等であることを明記し、協定団体や資材供給者等に混乱を招くことのないように留意する。例えば、「最大〇〇戸程度必要となる可能性がある」、「必要戸数の推計値は最低〇〇戸~最大〇〇戸」、「必要戸数は、現時点の〇〇に基づく略算を行った結果では〇〇戸程度である」など、公表の仕方が考えられる。その際、「この推計戸数は今後の具体的な状況把握の進度に応じて増減するものである」ことなど明示しておくことも必要である。
- 過去の大震災では災害発生後の3日間程度、被災状況等の情報が入らず、限られた情報で必要戸数を推計することになる。

第3章 災害時の対応

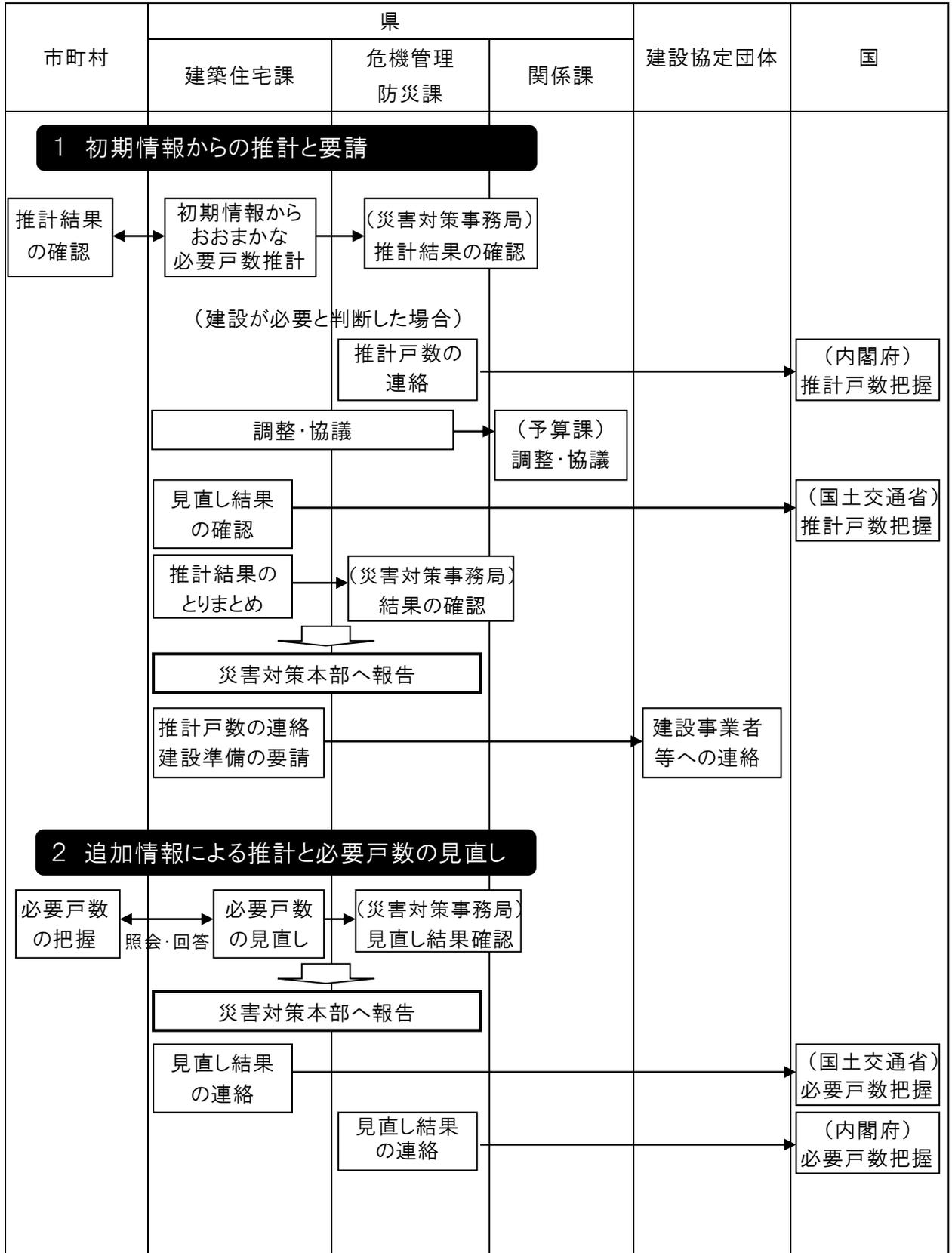
3.2 追加情報による推計と必要戸数の見直し

- 初期情報の更新に基づいて、必要戸数の推計は適宜見直す。
- 市町村において、詳細な被害状況に基づく必要戸数の推計、又は避難所の避難者の応急仮設住宅入居希望者の把握などが進み、市町の要望戸数が確定した段階では、内容を確認の上、推計戸数から要望戸数へ「必要戸数」を置き換えていく。
- 公営住宅や民間賃貸住宅を活用する借上げの可能戸数を調査し、建設の戸数について見直す。
- 建設する建設型応急住宅の必要戸数及び住戸タイプ別戸数(1DK、1LDK、2DK、3K)が把握できた段階で、災害対策本部へ報告し、国土交通省、内閣府に対し必要戸数の連絡をしてもらう。
- 建設協定団体の被災状況を踏まえた建設可能戸数を再確認する。
- 応急仮設住宅の建設については、供給戸数に応じた完成見通し(工程表)を作成する。
- 「必要戸数」と協定に基づく建設可能戸数を比較し、発注方法を具体的に決定する。

(次ページにフロー図を掲載)

第3章 災害時の対応

第二段階 必要戸数の推計と要請



第3章 災害時の対応

4 建設用地の確定、発注【第三段階】

4.1 候補用地リストの確認

【県】

- 県で用地を担当する者は、災害発生後ただちに把握される被災の情報と候補用地リストを突合し、被災による各用地の使用可能性の検討、地域別及び全体としての推計必要戸数の充足状況を確認する。
- 用地については、市町村が主体的に選定することとされており、災害時の被災市町村の体制の脆弱性に鑑み、県が用地選定の支援を行う。

【市町村】

- 市町村は、候補用地リストの被災状況、使用可能性の確認を行う。
- 予め想定された候補地では不足する場合、選定基準に準ずる用地の確認を行う。

4.2 用地の確定

【県】

- 県は建設協定団体等の協力を得て、要請を受けた建設用地の確認を行い、用地として確定する。

【市町村】

- 市町村は候補用地を確認し、住民の意向等を聴取又は想定し、県に建設を要請する。

4.3 建設協定団体との協議と要請

- 建設協定団体との協定に基づき、それぞれ予定戸数の提示と建設事業者の斡旋要請を行う。
- 候補用地について、建設協定団体の協力を得つつ、現地確認を行う。
- 確定した用地について、建設協定団体に配置計画等の提案を求め、その内容を確認する。
- 用地及び建設戸数を確定し、災害対策本部及び国土交通省、内閣府に報告する。
- 建設協定団体から斡旋を受けた建設事業者に用地と配置計画案を示し、工期

第3章 災害時の対応

予定、見積もり等を徴収し、建設指示(発注に相当)を行う。

- 複数の市町村において被害が生じている場合は、原則、準備が整った順に着工する。

4.4 建設協定団体等における体制整備

【建設協定団体】

- 建設協定団体は、建設型応急住宅の需要が見込まれる災害の発生時に、ただちに本部を設置し、県と速やかに協議を開始する。
- 県から概ねの予定戸数の連絡を受け、供給能力を勘案して斡旋する建設事業者候補を選定するとともに、事業者に情報提供する。
- 候補用地の現地確認に同行し、建設可能性について助言する。
- 県が確定した用地について、配置計画案等を作成し、県に提示する。
- 県から用地及び建設戸数の確定の連絡を受け、建設事業者を斡旋する。

【建設事業者】

- 建設協定団体から斡旋を受ける建設事業者においては、災害発生後、連絡体制を整備し、協定団体に連絡するとともに、建設準備を開始する。
- 県から具体の用地と配置計画案の提示を受け、工期・予算等の見積もり等を検討し提出する。
- 県からの建設指示を受け、詳細設計、建設工事を開始する。

4.5 発注仕様の確定

【県】

- 予め定められた仕様及びオプションについて、実際の被害や避難者の状況に鑑み、オプションの選定、追加的仕様の検討等を行い、協定団体等に確認を求める。
- 仕様について、危機管理防災課を通して、内閣府から承認を得る。

第3章 災害時の対応

4.6 契約

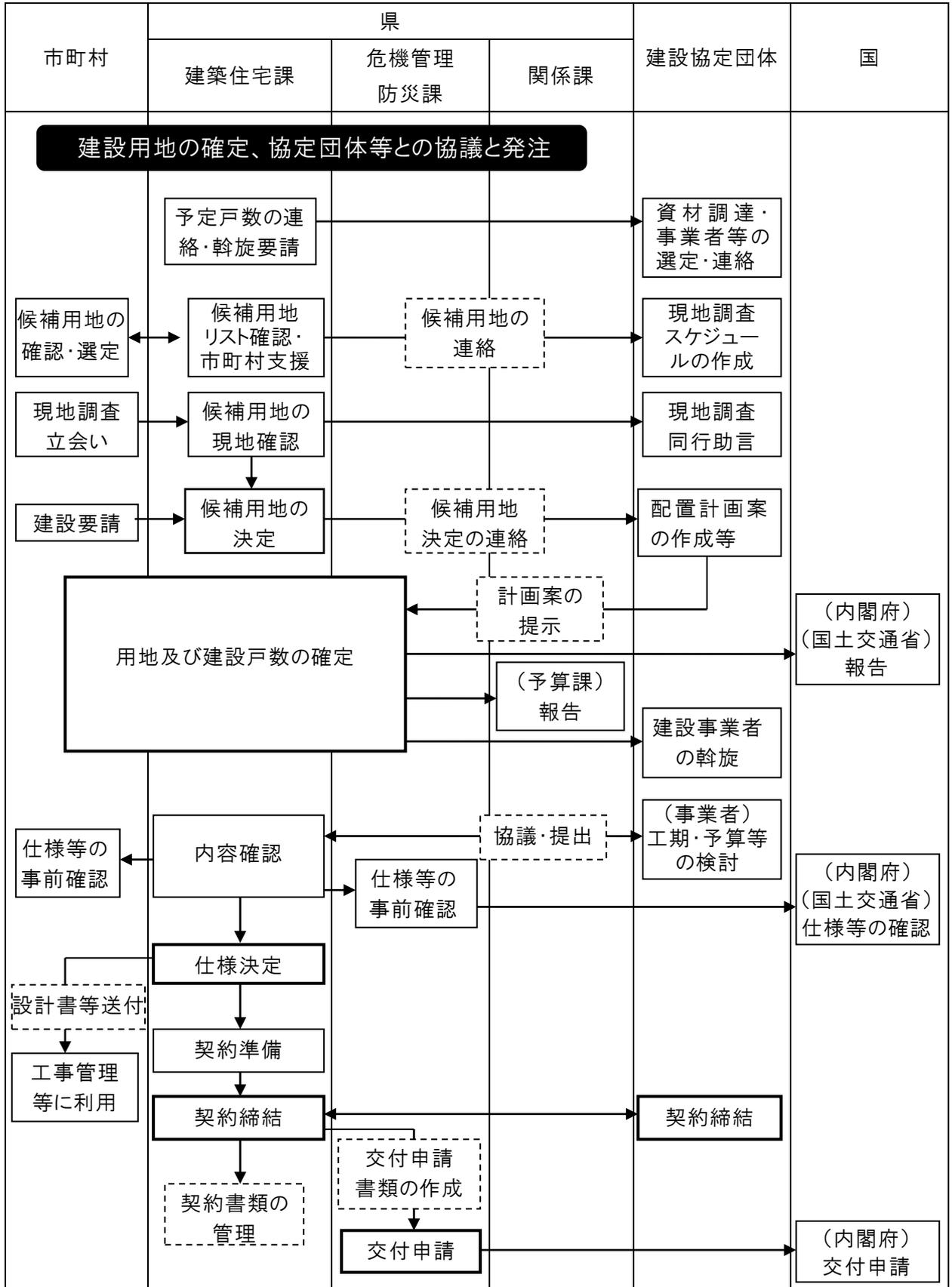
【県】

- 長野県はリース又は買い取り方式で契約を行うこととする。
- 建設型応急住宅は、災害時に緊急に必要なものとして、地方自治法上随意契約が認められている。
- 契約に関する起案には、長期継続契約を締結することができる契約を定める条例に基づく、予算主管課長からの施行通知を添付する必要があるため、予め予算主管課長(建設政策課長)からの承認を得る。
- 発注は、建設用地、戸数、住戸タイプ等を県が事業者に指示することによって行われるが、代金の支払いは、納品後(建設型応急住宅の場合は、県への引き渡し後)に提出する請求書による精算払いとなる。
- 建設事業者とは書面により契約を締結するが、追加仕様等の承認に時間を要することが想定される場合は、一日も早い完成を目指すため、変更契約等により対応する。
- 建築基準法第 85 条第 3 項の規定による許可申請の手続きを行う。
また、下水道施設がない場合は、浄化槽法第 5 条第 1 項の規定による浄化槽設置届出書の提出を行う。

(次ページにフロー図を掲載)

第3章 災害時の対応

第三段階 建設用地の確定、発注



5 資材不足等への対応

5.1 建設事業者からの情報収集

【県】

- 建設型応急住宅の建設にあたり、資材の不足、買い占め等が生じている状況や生じる懸念が認められた場合は、建設事業者等から情報収集する等の調査を行う。

第3章 災害時の対応

6 建設の進捗管理、検査、引き渡し等

6.1 進捗管理

【県】

- 各団地の工事の進捗状況、完成見込み等の進捗管理を行う。
- 工事の過程で、建設事業者と上下水道事業者、エネルギー事業者、市町村等の関係者間で問題が発生した場合は、その調整を行う。
- 建設型応急住宅の管理について、市町村と協定の締結を行う。

【建設事業者】

- 建設事業者は、各団地の工事の進捗状況、完成見込み、発生した諸問題を把握し、県に定期的に報告する。

6.2 検査・引き渡し

【県】

- 各団地については、工事の節目に地縄張り検査、完了検査を行う。県職員で不足する場合は、応援職員の支援を受けて実施する。
- 検査終了後、引渡しを受け、管理者(市町村)に引き継ぐ。
なお、リース又は買い取り方式の場合、検査は建設工事に準じて任意に行うものであるが、通常時の建築物の工事と異なり、緊急性を要する仮設建築物であることを踏まえて、厳格に過ぎることが無いよう、合理的に行う。

【建設事業者・建設協定団体】

- 建設事業者、建設協定団体は、県に引渡しを行う前に検査を行う。

第3章 災害時の対応

7 瑕疵対応、維持保全・メンテナンス、追加工事対応

7.1 維持保全・メンテナンス

- 建設型応急住宅の管理者である市町村は、入居後の不具合について把握した場合、県に報告をし、建設事業者によるその補修等を要請する。なお、費用の負担についてはその都度協議をする。

7.2 瑕疵対応

- 引き渡し後の不具合が発生した場合は、県において、建設事業者の瑕疵によるものか、入居者等の責によるものか、余震など特定の者の責によらないものか等について一定の判断^(※)を行い、瑕疵については事業者による修補を要請する。

(※)一定の判断について

【原則として建設事業者の負担(瑕疵に基づく)であるもの】

本体関係	躯体	基礎、土台、屋根、樋、柱及び梁 天井、床及び壁 雨漏り及び漏水
	建具関係	建具 鋼製建具(引違い戸、窓及び網戸)
敷外構		ゴミ置き場、掲示板及びフェンス 舗装及び雨水排水設備
附帯設備	電気設備	配線、開閉器、配電盤及びTV受信設備 エアコン 外灯
	給排水設備	給水設備(配管、水栓及び受水槽) 排水設備(配管、桝及び浄化槽) ガス設備 ユニットバス 流し台、ガス台、給湯器及び機器類

【原則として建設事業者の負担でないもの】

- ・入居者及び第三者の故意又は過失によるもの。
- ・県の支給材料及び機器類又は入居者による工事又はこれに起因するもの。
- ・構造、仕様及び設備に影響を及ぼす、事業者が直接請け負っていない増改築、補修等に起因するもの。

7.3 追加工事対応

- 一律の追加工事については可能な限り行うことの無いよう、事前に必要な仕様は備えておくことが望まれる。一方、個別の追加工事要望の発生は避けがたく、斟酌すべき事情に基づく追加工事については、公平性を過剰に重視せず、市町村による個別の対応を是とする。工事は原則として、本体工事を行った事業者とする。
- また、入居者、ボランティア等による改造等を一定程度許容する。改造を認める場合は危険な改造等とならないよう、管理者は確認を行う。

第3章 災害時の対応

8 撤去等

8.1 撤去

【県】

- 市町村からの情報に基づき、建設型応急住宅に入居している者の退去スケジュールの把握に努める。
- 建設型応急住宅の撤去工事の時期が近づいてきたら、建設事業者に連絡をし、撤去の工程表の作成を依頼する。
- 具体的に撤去工事の日が決まった段階で、建設事業者に通知をする。

【市町村】

- 建設型応急住宅の入居者の引越先や日程について把握し、必要に応じて県に報告する。

8.2 検査

【県】

- 建設事業者から撤去工事完了の連絡があったら、現地にて検査を行う。
なお、撤去工事中的写真の提出があれば、建設事業者の立会いは要しない。

【建設事業者】

- 撤去工事が完了した際は、完了届を速やかに県に提出する。

9 個人情報の管理

- 関係者は、入居者リストなど個人情報を保有する場合は、個人情報の漏えい、紛失や滅失等がないよう、十分な情報管理を行う。なお、これらに留意した上で、自治体部局間等の関係者間での必要な情報の共有は行う。

第3章 災害時の対応

付表 連絡担当課等一覧(令和4年3月現在)

【県関係】

所属	担当	電話	備考
危機管理部 危機管理防災課	災害救助法全般	026-235-7184 026-235-4332(FAX)	
建設部 建築住宅課	応急仮設住宅	026-235-7339(建築企画係) 026-235-7479(FAX)	
建設部 公営住宅室	県営住宅	026-235-7337 026-235-7486(FAX)	

【市町村担当課】

市町村名	担当課	電話(電話・Fax・Email)	備考
長野市	建設部 住宅課	026-224-5424 026-224-5066 jutaku@city.nagano.lg.jp	
松本市	危機管理部 危機管理課	0263-34-3000 内線 2713 0263-33-1011 kikikanri@city.matsumoto.nagano.jp	
上田市	総務部 危機管理防災課	0268-21-0123 0268-25-4100 kiki@city.ueda.lg.jp	
岡谷市	総務部 危機管理室	0266-23-4811(代) 0266-24-0689 kiki@city.okaya.lg.jp	
飯田市	建設部 地域計画課	0265-22-4511 内線 3775 0265-52-1133 chiikikeikaku@city.iida.nagano.jp	
諏訪市	企画部 危機管理室	0266-52-4141 内線 258 0266-57-0660 kikikan@city.suwa.lg.jp	
須坂市	まちづくり推進部 まちづくり課	026-248-9007 026-248-9040 s-machidukuri@city.suzaka.nagano.jp	
小諸市	総務部 危機管理課	0267-22-1700 内線 2335、2336 0267-23-8766 kiki@city.komoro.lg.jp	
伊那市	総務部 危機管理課	0265-78-4111 内線 2052 0265-74-1250 kka@inacity.jp	
駒ヶ根市	建設部 都市計画課	0265-83-2111(代) 内線 523 0265-83-4348 toshi@city.komagane.nagano.jp	
中野市	建設水道部 都市計画課	0269-22-2111 内線 358 0269-22-5925 toshikei@city.nakano.nagano.jp	
大町市	総務部 消防防災課	0261-22-0420 内線 515 0261-22-0392 bousai@city.omachi.nagano.jp	

第3章 災害時の対応

市町村名	担当課	電話(電話・Fax・Email)	備考
飯山市	総務部 危機管理防災課	0269-62-3111 内線 371 0269-62-5990 kikikanri@city.iiyama.nagano.jp	
茅野市	危機管理室 防災課	0266-72-2101 内線 182 0266-72-9040 bousai@city.chino.lg.jp	
塩尻市	総務部 消防防災課	0263-52-0607 0263-54-5549 bosai@city.shiojiri.lg.jp	
佐久市	建設部 建築住宅課	0267-62-6637 0267-63-7750 kenchiku@city.saku.nagano.jp	
千曲市	総務部 危機管理防災課	026-273-1111 内線 4161 026-273-1004 bosai@city.chikuma.nagano.jp	
東御市	都市整備部 建設課	0268-64-5882 0268-64-5881 kensetsu@city.tomi.nagano.jp	
安曇野市	総務部 危機管理課	0263-71-2119 0263-72-6739 kikikanri@city.azumino.nagano.jp	
小海町	町民課	0267-92-2525(代) 0267-92-4335 koumi@koumi-town.jp	
川上村	総務課	0267-97-2121(代) 0267-97-2125 bousai@vill.kawakami.nagano.jp	
南牧村	産業建設課	0267-96-2211 内線 54 0267-96-2227 kensetu@vill.minamimaki.nagano.jp	
南相木村	総務課	0267-78-2121(代) 0267-78-2139 bousai@vill.minamiaiki.lg.jp	
北相木村	総務企画課	0267-77-2111(代) 0267-77-2879 soumukikaku@vill.kitaaiiki.lg.jp	
佐久穂町	佐久庁舎 総務課	0267-86-2525(代) 0267-86-4935 bousai@town.sakuho.nagano.jp	
軽井沢町	消防課	0267-45-1880 0267-45-2077 syoubou@town.karuizawa.nagano.jp	
御代田町	総務課	0267-32-3111 内線 68 0267-32-3929 bousai@town.miyota.lg.jp	
立科町	総務課	0267-56-2311 内線 271 0267-56-2310 shomu@town.tateshina.lg.jp	
青木村	総務企画課	0268-49-0111(代) 0268-49-3670 somu@vill.aoki.nagano.jp	
長和町	総務課	0268-75-2040(代) 0268-68-4139 soumu@town.nagawa.nagano.jp	

第3章 災害時の対応

市町村名	担当課	電話(電話・Fax・Email)	備考
下諏訪町	総務課 危機管理室	0266-27-1111 内線 261 0266-27-1454 kiki@town.shimosuwa.lg.jp	
富士見町	総務課	0266-62-9326 0266-62-4481 bousai@town.fujimi.lg.jp	
原村	総務課	0266-79-2111 内線 233 0266-79-5504 somu@vill.hara.nagano.jp	
辰野町	総務課	0266-41-1111 内線 2208 0266-41-3976 soumu@town.tatsuno.nagano.jp	
箕輪町	総務課	0265-79-3111 内線 1131 0265-79-0230 soumu@town.minowa.lg.jp	
飯島町	総務課	0265-86-3111 内線 219 0265-86-4395 soumu@town.ijjima.lg.jp	
南箕輪村	総務課	0265-72-2104 内線 161 0265-73-9799 lg-bousai@vill.minamiminowa.lg.jp	
中川村	建設環境課	0265-88-3001 内線 61 0265-88-3890 kensetsu@vill.nagano-nakagawa.lg.jp	
宮田村	総務課	0265-85-3181(代) 0265-85-4725 somu@vill.miyada.lg.jp	
松川町	総務課	0265-36-7021 0265-36-5091 kikikanri@matsukawa-town.jp	
高森町	総務課	0265-35-9402 0265-35-8294 soumu@town.takamori.nagano.jp	
阿南町	総務課	0260-22-2141 内線 15 0260-22-2576 soumu@town.anan.nagano.jp	
阿智村	総務課	0265-43-2220 内線 273 0265-43-3940 bousai@vill.achi.nagano.jp	
平谷村	産業建設課	0265-48-2211(代) 0265-48-2212 sanken@vill.hiraya.nagano.jp	
根羽村	総務課	0265-49-2111(代) 0265-49-2277 soumu4102@nebamura.jp	
下條村	振興課	0260-27-2311(代) 0260-27-3536 kensetu@vill-shimojo.jp	
売木村	総務課	0260-28-2311(代) 0260-28-2135 somu2@urugi.jp	
天龍村	総務課	0260-32-2001 内線 138 0260-32-2525 f-somu@vill-tenryu.jp	

第3章 災害時の対応

市町村名	担当課	電話(電話・Fax・Email)	備考
泰阜村	総務課	0260-26-2111(代) 0260-26-2553 soumu@vill.yasuoka.nagano.jp	
喬木村	総務課	0265-33-5120(代) 0265-33-4511 seian@vill.takagi.nagano.jp	
豊丘村	総務課	0265-35-9050 0265-35-9065 somu@vill.nagano-toyooka.lg.jp	
大鹿村	住民税務課	0265-39-2001(代) 0265-39-2788 gyosei@vill.ooshika.lg.jp	
上松町	総務課	0264-52-2001(代) 0264-52-1038 soum@town.agematsu.nagano.jp	
南木曾町	建設環境課	0264-57-2001(代) 0264-57-2270 bousai@town.nagiso.nagano.jp	
木祖村	総務課	0264-36-2001(代) 0264-36-3344 kikikanri@kisomura.com	
王滝村	総務課	0264-48-2001(代) 0264-48-2172 somu@vill.otaki.nagano.jp	
大桑村	住民課	0264-55-3080(内線 41) 0264-55-4134 kobo@vill.ookuwa.nagano.jp	
木曾町	総務課	0264-22-4280 0264-24-3600 shobo@town.kiso.lg.jp	
麻績村	総務課	0263-67-4850 0263-67-3094 syoubou@vill.omi.nagano.jp	
山形村	総務課	0263-98-3111(代) 0263-98-3078 soumu@vill.yamagata.nagano.jp	
朝日村	総務課	0263-99-2001(代) 0263-99-2745 soumu@vill.asahi.nagano.jp	
筑北村	総務課	0263-66-2111(代) 0263-66-3370 soumu@vill.chikuhoku.lg.jp	
池田町	総務課	0261-62-3131 内線 111 0261-62-9404 soumu@town.nagano-ikeda.lg.jp	
松川村	総務課	0261-62-3111(代) 0261-62-9405 soumu@vill.matsukawa.nagano.jp	
白馬村	総務課	0261-72-5000 内線 1114 0261-72-7001 somu@vill.hakuba.lg.jp	
小谷村	総務課	0261-82-2024 0261-82-2232 syoubou@vill.otari.nagano.jp	

第3章 災害時の対応

市町村名	担当課	電話(電話・Fax・Email)	備考
坂城町	建設課	0268-82-3111(代) 0268-82-3054 kanri@town.sakaki.nagano.jp	
小布施町	総務課	026-214-9100 026-247-3113 soumu@town.obuse.nagano.jp	
高山村	建設水道課	026-245-1100 内線 52 026-248-0066 kensui@vill.takayama.nagano.jp	
山ノ内町	建設水道課	0269-33-3114 0269-33-4527 kensetsu@town.yamanouchi.nagano.jp	
木島平村	総務課	0269-82-3111 内線 116 0269-82-4121 soumu@kijimadaira.jp	
野沢温泉村	総務課	0269-85-3111 内線 213 0269-85-3913 syomu@vill.nozawaonsen.nagano.jp	
信濃町	総務課	026-255-3143 026-255-6103 soumu@town.shinanomachi.nagano.jp	
小川村	総務課	026-269-2323 026-269-3578 soumu@vill.ogawa.nagano.jp	
飯綱町	総務課	026-253-2511(代) 026-253-5055 bousai@town.iizuna.nagano.jp	
栄村	総務課	0269-87-3112 0269-87-3083 bousai@vill.sakae.nagano.jp	

【建設協定団体】

所 属	電 話 等
(一社)プレハブ建築協会	03-5280-3121、FAX:03-5280-3127 (携帯電話) 担当者() ***-****-****
(一社)全国木造建設事業協会	03-5540-6678、FAX:03-5540-6679 (携帯電話) 担当者() ***-****-****
(一社)長野県建設業協会	026-228-7200、FAX:026-224-3061 (携帯電話) 担当者() ***-****-****
(一社)日本RV・トレーラーハウス協会	026-221-9997、FAX:026-221-4848 (携帯電話) 担当者() ***-****-****
(一社)日本ムービングハウス協会	0263-88-7933、FAX:0263-88-7934 (携帯電話) 担当者() ***-****-****

第3章 災害時の対応

【国連絡先】

所 属	担 当	電 話 等
国土交通省関東地方整備局	建政部住宅整備課	048-601-3151(代) 048-600-1923(FAX)
内閣府政策統括官(防災担当)	防災担当	03-5253-2111(代) 03-3502-6034(FAX)